

令和元年度 第1回 龍ヶ崎市営住宅入居者選考委員会

次 第

1. 会長及び副会長の選任について
2. 龍ヶ崎市営住宅管理条例の改正について

日 時 : 令和元年8月20日(火) 午後2時00分～

場 所 : 龍ヶ崎市役所 5階第3委員会室

1. 会長及び副会長の選任について

○会長及び副会長の選任方法

委員の互選により選任する。

○会長の役割

委員会を代表し、会務を総理する。

○副会長の役割

会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

会長

--

副会長

--

会議録署名人の選出（2名）

会議録署名人

○龍ヶ崎市営住宅入居者選考委員会条例

(設置)

第1条 龍ヶ崎市営住宅(以下「市営住宅」という。)の入居等に関する事項を審議するため、龍ヶ崎市営住宅入居者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。

- (1) 市営住宅の入居者の選考に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 10 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠により委嘱させた委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の職により委嘱された委員は、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、委員の互選により会長、副会長を置く。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市営住宅を管理する課において行う。

(委任)

第8条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

○龍ヶ崎市営住宅管理条例【抜粋】

(入居者の資格)

第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第11条において同じ。)があること。
- (3) その者が独立の生計を営む者で、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族がその者と生計を一にしている者であること。
- (4) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が(ア)から(ウ)までに掲げる場合 214,000 円

(ア) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が(a)から(c)までに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める程度であるもの

(a) 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(b) 精神障がい(知的障がいを除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(c) 知的障がい (b)に規定する精神障がいの程度に相当する程度

b 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

d 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

e ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ 市営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合にお

いて市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため
借り上げるものである場合 214,000 円(当該災害発生の日から3年を経過した後
は, 158,000 円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000 円

- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (6) 入居申込時において, 住民税, 固定資産税・都市計画税, 軽自動車税及び国民
健康保険税を滞納していないこと又は確実に完納が見込める者であること。
- (7) その者又は現に同居し, 若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当
な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴
力団員(第40条第1項第6号において「暴力団員」という。)でないこと。

2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては, 前項第2号の規定にかかわらず, 現
に同居し, 又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし, 身体上又は精
神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし, かつ, 居宅においてこれを受
けることができず, 又は受けることが困難であると認められる者にあつては, この限
りでない。

(1) 満60歳以上の者

(2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度がアからウま
でに掲げる障がいの種類に応じ, それぞれアからウまでに定める程度であるもの
ア 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいづ
れかに該当する程度

イ 精神障がい 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に
規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障がい イに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平
成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な
帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平
成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けて
いる者

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31
号)第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相
手からの暴力を受けた者であつて, ア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号
若しくは同法第28条の2において準用する同法第3条第3項第3号の規定によ
る一時保護又は同法第5条若しくは同法第28条の2において準用する同法第5
条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は
同法第28条の2において準用する同法第10条第1項の規定により裁判所がした

命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(5) 第1項第4号ア(ア)bからeまでのいずれかに該当する者

- 3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、その指定する職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

○龍ヶ崎市営住宅管理条例施行規則【抜粋】

(市営住宅の入居の申込み及び決定)

第2条 条例第7条第1項に規定する入居の申込みをしようとする者は、龍ヶ崎市営住宅入居申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に必要な事項を記載し、提出しなければならない。ただし、申込みは1世帯1住宅とする。

2 前項の申込書の記載事項に関して、入居資格の調査上必要があるときは、市長は必要な書類を提出させ、又は提示させることができる。

3 条例第7条第2項に規定する入居決定者への通知は、市営住宅入居決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

4 条例第7条第3項に規定する借上げ期間満了時における明渡し義務の通知は、借上市営住宅入居決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(優先入居)

第3条 条例第8条第4項に規定する優先的に選考して入居させることができる入居申込者(以下「優先対象入居申込者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、収入が、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第2条第2項に定める入居者の収入区分において最も少ない収入区分の額以下の者とする。

(1) 満20才未満の子を扶養している寡婦(夫)で次のいずれかに該当する世帯

ア 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)と死別若しくは離婚し現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が不明な者とその同居する親族が子だけである世帯

イ 婚姻によらず母となり、現に婚姻をしていない女子又は配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため扶養を受けることができない女子とその同居する親族が子だけである世帯

(2) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(3) 炭鉱労働者等の雇用の安定に関する臨時措置法(昭和34年法律第199号)第8条から第9条の2までの規定により炭鉱離職者求職手帳の発給を受けている者(以下「炭鉱離職者求職手帳発給者」という。)であって、次のいずれかに該当する者

ア 移転就職者用宿舎に現に入居している者

イ 移転就職者用宿舎に現に入居したことがない者で、広域職業紹介活動に係る公共職業安定所の紹介により就職し、かつ、当該就職後2年を経過していない者

(4) 申込者が満60歳以上の者で、次のいずれかに該当する同居親族だけからなる世帯

ア 配偶者

イ 満18歳未満の児童

ウ 満60歳以上の者

(5) 申込者又は同居し、若しくは同居しようとする親族が次のいずれかに該当する

者

- ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級から 4 級までである者
 - イ 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障がいの程度が恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症である者
 - ウ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障がいの程度が中度以上と判定された者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている精神障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項の 1 級又は 2 級である者
- 2 前項の優先対象入居申込者の取扱いについては、次の各号に掲げる方法により、有利となるように配慮するものとする。
- (1) 優先対象入居申込者の戸数枠を設ける方法
 - (2) 抽選による当選率を有利にする方法

○龍ヶ崎市営住宅管理事務取扱要綱【抜粋】

(申込者の資格)

第2条 条例第5条第1号に規定する龍ヶ崎市内に住所を有する者又は勤務場所を有する者とは、公募期間の末日において、引き続き3月以上龍ヶ崎市内に居住している者又は勤務している者であることを要するものとする。

2 条例第5条第2号に規定する婚姻の予約者は、入居手続に際し、婚約証明書(様式第1号)を龍ヶ崎市営住宅入居申込書(規則様式第1号)に添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該入居申込者が入居決定者となったときは、当該婚姻予約者は、入居可能日から3月以内に市営住宅に入居しなければならない。

3 他の公営住宅入居者からの申込みは、次の各号の一に該当する場合を除き、これを認めない。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までにある者を含む世帯で、現在の住宅では、その利用上日常生活に著しい支障がある場合

(2) 満60才以上の老人を含む世帯で、現在の住宅では、その利用上日常生活に著しい支障がある場合

(3) 世帯員一人当たりの居住室面積(寝室及び食堂室兼台所を含む面積をいう。)が5平方メートル未満となり、かつ、入居者及び世帯員の健全な生活環境を維持することが困難であると認められる場合

(4) 公営住宅入居者が、転勤、転職又は勤務先移転により既に新勤務地に通勤している場合で、片道の通勤所要時間が60分以上を要する場合

(5) 条例第4条に該当する場合

4 持家を有している者の申込みは、原則として認めないものとする。ただし、長期にわたる赴任等、特別な事情により市営住宅に入居する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

5 他の生活保持義務関係にある者を分割し、申込者の同居者とする申込みは、認めないものとする。ただし、他の生活保持義務関係を維持することが困難と認められる場合は、この限りでない。

(外国人申込者の取扱い)

第3条 外国人の入居申込者で、市営住宅に入居できる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき住民基本台帳に記録されている者で市長が市営住宅に入居することを適当と認めるもの

(2) 条例第5条の条件に該当している者

2 前項の入居申込者が入居申込みをする場合には、住民票を添付しなければならない。

市営住宅及び県営住宅の位置

